

# 山梨県公報

号外第六十一号

平成二十年

十月十七日

金 曜 日

## 目 次

### 条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	二
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	二
山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	三
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	三
山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	四
山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	四
山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	五
山梨県警察組織条例の一部を改正する条例	五
山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	五

## 条例のあらまし

### 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第四十号)(人事課)

- 1 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、次の関係条例について規定の整備を行うこととした。
  - (一) 山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
  - (二) 山梨県非常勤職員報酬及び費用弁償条例
  - (三) 選挙長等の報酬及び費用弁償条例
  - (四) 山梨県附属機関の設置に関する条例
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
  - 1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第四十一号)(私学文書課)
  - 1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、次の関係条例について規定の整備を行うこととした。

### 山梨県立自然公園条例

### 山梨県県税条例

### 山梨県特定非営利活動促進法施行条例

### 公益法人等への山梨県職員等の派遣等に関する条例

### 「公益法人等への山梨県職員等の派遣等に関する条例」の題名が「公益的法人等への山梨県職員等の派遣等に関する条例」に改められることに伴い、附則において次の関係条例について規定の整備を行うこととした。

### 山梨県職員定数条例

### 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

### 山梨県教育委員会職員等定数条例

### この条例は、平成二十年十二月一日から施行することとした。

### 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十二号)(行政改革推進課)

### 図書館法及び博物館法の一部改正に伴い、山梨県図書館協議会、山梨県立美術館協議会、山梨県考古博物館協議会及び山梨県文学館協議会の委員の要件に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えることとした。

### この条例は、公布の日から施行することとした。

### 山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第四十三号)(医務課)

### 保健師助産師看護師法の一部改正にかんがみ、別表第二に次の手数料を加えることとした。

### 准看護師再教育研修手数料

### 戒告処分を受けた者 四万三千元

### 三年以内の業務の停止又は免許の取消処分を受けた者 八万六千元

### 准看護師再教育研修了登録申請手数料 五千六百元

### 准看護師再教育研修了登録証書換交付手数料 三千四百円

### 准看護師再教育研修了登録証再交付手数料 四千五百円

### この条例は、公布の日から施行することとした。

### 山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第四十四号)(長寿社会課)

### 介護保険財政安定化基金の積立て等の状況にかんがみ、市町村から徴収する財政安定化基金拠出金を算定するための割合を、千分の一から零に改めることとした。

### この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

### 山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十五号)(県立病院経営企画室)

### 山梨県公報号外 第六十一号

### 平成二十年十月十七日

### 金 曜 日

### 山梨県公報号外 第六十一号

### 平成二十年十月十七日

### 金 曜 日

### 山梨県公報号外 第六十一号

### 平成二十年十月十七日

### 金 曜 日

### 山梨県公報号外 第六十一号

### 平成二十年十月十七日

- 1 医療法施行令等の一部改正に伴い、県立病院の診療科目について次の改正を行うこととした。
    - (一) 県立中央病院の診療科目のうち詳細な広告が可能となったものについて細分化し、又は新設することとした。
    - (二) 県立中央病院及び県立北病院の診療科目のうち、広告することが認められなくなったものを削除することとした。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例**(条例第四十六号)(衛生薬務課)
- 1 食品による薬物中毒事案等を早期に探知し、被害の拡大を防止するための対策を速やかに講じるため、食品等事業者が公衆衛生上講ずべき措置に、製造した食品等に起因し、若しくは起因すると疑われる健康被害に関する情報の提供を消費者から受けた場合又は食品等が食品衛生法に違反して製造された等の事実を発見した場合に知事に報告することを加えることとした。
  - 2 この条例は、平成二十一年一月一日から施行することとした。
- 山梨県警察組織条例の一部を改正する条例**(条例第四十七号)(警察本部警務課)
- 1 警察法施行令の一部改正に伴い、警務部の所掌事務にオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第三条第一項に規定する給付金に関することを加えることとした。
  - 2 この条例は、平成二十年十二月十八日から施行することとした。
- 山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例**(条例第四十八号)(議会)
- 1 地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第四十号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

**第一条** 山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年山梨県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

第一条の見出しを、「(議員報酬)」に改め、同条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第二条の見出し中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条中「日割」を「日割り」に、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第三条(見出しを含む)中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第五条第二項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

第六条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

(山梨県非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

**第二条** 山梨県非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和三十一年山梨県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第一項」を「第二十三条の二第一項」に改める。

(選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

**第三条** 選挙長等の報酬及び費用弁償条例(昭和四十六年山梨県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条」を「第二十三条の二」に改める。

(山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

**第四条** 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表山梨県特別職報酬等審議会の項中「報酬の」を「議員報酬の」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第四十一号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

する条例

(山梨県立自然公園条例の一部改正)

**第一条** 山梨県立自然公園条例(昭和三十一年山梨県条例第七十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二十六条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（山梨県県税条例の一部改正）

第二十条 山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第百十五号の六第三号中「財団法人日本自動車査定協会」の下に「（昭和四十一年六月一日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

（山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

第二十条 山梨県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年山梨県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十一条第一項（法人の設立の時に關する部分に限る。）」を「法第二十八條第一項」を「第二十八條第一項」に改める。

第十一條第一項中「において準用する民法第五十一條第一項（法人の設立の時に關する部分に限る。）」を「法第二十八條第一項」に改める。

（公益法人等への山梨県職員等の派遣等に関する条例の一部改正）

第四條 公益法人等への山梨県職員等の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への山梨県職員等の派遣等に関する条例

第一條中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

（山梨県職員定数条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への山梨県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への山梨県職員等の派遣等に関する条例」に改める。

一 山梨県職員定数条例（昭和二十八年山梨県条例第二十二号）第十條第一項第八号

二 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年山梨県条例第四十七号）第四條第五号

三 山梨県教育委員会職員等定数条例（平成十四年山梨県条例第二十二号）第三條第一項第八号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十二号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表山梨県図書館協議会の項委員の要件の欄、山梨県立美術館協議会の項委員の要件の欄、山梨県考古博物館協議会の項委員の要件の欄及び山梨県文学館協議会の項委員の要件の欄中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 家庭教育の向上に資する活動を行う者

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十三号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。  
別表第二の十八の項の次に次のように加える。

十八の二 保健師助産師看護師法第十五条の二第二項の規定に基づく 准看護師再教育研修の実施	准看護師再教育 研修手数料	イ 保健師助産師看護師法第十四条第二項第一号に掲げる処分を受けた者 四万三千元 ロ 保健師助産師看護師法第十四条第二項第二号又は第三号に掲げる処分を受けた者 八万六千元
---	------------------	---

十八の三 保健師助産師看護師法第十五条の二第四項の規定に基づく 准看護師再教育研修を修了した旨 の登録の申請に対する審査	准看護師再教育 研修修了登録申 請手数料	五千六百円
十八の四 保健師助産師看護師法 十六条の規定に基づく准看護師再 教育研修修了登録証の書換交付	准看護師再教育 研修修了登録証 書換交付手数料	三千四百円
十八の五 保健師助産師看護師法第 十六条の規定に基づく准看護師再 教育研修修了登録証の再交付	准看護師再教育 研修修了登録証 再交付手数料	四千百円

別表第二の十九の項中「の書換え交付」を「の書換え交付」に、「准看護師免許証書換え交付手数料」を「准看護師免許証書換え交付手数料」に改め、同表二十二の項中「の書換え交付」を「の書換交付」に、「保健婦免状書換え交付手数料」を「保健婦免状書換え交付手数料」に改め、同表二十三の項中「基づく看護婦免状又は看護人免状の書換え交付」を「基づく看護婦免状又は看護人免状の書換交付」に、「看護婦免状又は看護人免状の書換え交付手数料」を「看護婦免状又は看護人免状の書換交付手数料」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第四十四号**

山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山梨県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「千分の一」を「零」に改める。

**附則**

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

**山梨県条例第四十五号**

山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県営病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（病院の診療科目等）

**第三条** 病院の診療科目は、次のとおりとする。

一 中央病院

- イ 内科（呼吸器）
- ロ 内科（消化器）
- ハ 内科（循環器）
- ニ 内科（腎臓）
- ホ 内科（血液）
- ヘ 内科（内分泌）
- ト アレルギー科
- チ リウマチ科
- リ 精神科
- 又 神経内科
- ル 小児科
- ヲ 外科
- ワ 整形外科
- カ 形成外科
- ヨ 脳神経外科
- タ 心臓血管外科
- レ 小児外科
- ソ 皮膚科
- ツ 泌尿器科
- ネ 産科
- ナ 婦人科
- ラ 眼科
- ム 耳鼻いんこう科
- ウ 麻酔科



ハ リハビリテーション科

イ 放射線診断科

ロ 放射線治療科

エ 病理診断科

オ 臨床検査科

カ 救急科

キ 歯科口腔外科

二 北病院

精神科

2 病院の病床数は、次のとおりとする。

一 中央病院

イ 一般病床 六百六十九床

ロ 結核病床 二十床

ハ 感染症病床 二床

二 北病院

精神病床 二百床

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県条例第四十六号

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

山梨県食品衛生法施行条例（平成十二年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号ワを次のように改める。

ワ 情報の提供等

(1) 製造し、加工し、調理し、又は販売する食品等、器具及び容器包装の安全性に関する情報を消費者に提供すること。

(2) 製造し、加工し、調理し、若しくは販売した食品等、器具若しくは容器包装に起因し、若しくは起因すると疑われる健康被害（医師により診断されたものに限り。）に関する情報の提供を消費者から受けた場合又は食品等、器具若しくは容器包装が法に違反して製造され、加工され、調理され、若しくは販

売された事実を発見した場合は、速やかにその旨を知事に報告すること。

附則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県条例第四十七号

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例

山梨県警察組織条例（昭和三十七年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中(五)を(六)とし、(六)を(七)とし、(七)の次に次のように加える。

(七) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金に関する事。

附則

この条例は、平成二十年十二月十八日から施行する。

山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十七日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県条例第四十八号

山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

山梨県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番